

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
鈴木力	新しい燕をつくる会	R7.11.30
薄田智	薄田さとし後援会	R7.07.24
宮澤幸子	宮澤幸子後援会	R7.05.20